

○奈良女子大学学生心得

(昭和 27 年 6 月 27 日)

改正 平成 16 年 4 月 1 日規程第 142 号 平成 19 年 2 月 14 日規程第 65 号

令和 6 年 2 月 16 日女子大規程第 12 号

第 1 章 在学保証書

第 1 条 入学を許可された者は、保証人連署の在学保証書を所定の期日までに学長あてに提出すること。

第 2 条 保証人は親権者とし、やむを得ない事情あるときは、学長において適当と認めた者をもって、これに代えることができる。保証人を変更するときは、直ちに学長あてに届け出ること。

第 3 条 保証人は、学生の身上に関する一切についてその責に任ずる。在学保証書の記載事項に変更を生じたときは、直ちに学長あてに届け出ること。

第 2 章 宿所

第 4 条 学生は入学の際、その住所を学部長あてに届け出ること。学生が住所を変更した時は、直ちに届け出ること。

第 3 章 授業料、寄宿料

第 5 条 授業料及び寄宿料は、期日内に納付すること。

第 4 章 服装

第 6 条 学生の服装は自由とする。ただし、学生としての品位を保つこと。

第 5 章 健康診断

第 7 条 学生は学校保健安全法の定めるところにより、毎年 1 回以上、本学施行の健康診断を受けること。

第 6 章 欠席

第 8 条 学生が病気その他の理由で、連続 1 週間以上欠席するときは、病気の場合は医師の診断書、その他の場合は理由書を添え、その都度学部長あてに届け出ること。

第 9 条 学生が病気休学から復学したときは、医師の診断を経ること。

第 7 章 団体、集会

第 10 条 学生が学内において団体を結成しようとするときは、顧問の教員(専任の教授、准教授、講師、助教)2 名を定め、所定の様式に従い、責任者 2 名以上の連署をもって願書を提出し、学長の許可を得ること。

第 11 条 学内の団体が、学外の団体又は行事に参加加入しようとするときは、その責任者は、顧問の教員 2 名と連署の上、願書を提出し学長の許可を得ること。

第 12 条 第 10 条によって団体結成を許可されたときは、団体員名簿 2 部を作成して、学長あてに届けること。

団体員名簿は、毎年 6 月末日現在で更新し、直ちに学長あてに届け出るものとし、その際届出のない団体は、解散したものみなされる。

団体が解散し、若しくは学外の団体から脱退したときは、直ちに学長あてに解散届又は脱退届を出すこと。

第 13 条 学生又は学内諸団体が、学外から講師を招聘しようとするときは、その責任者は、顧問の教員 2 名と連署の上、その期日の 3 日前までに学長の許可を得ること。

第 14 条 学生又は学内諸団体が、学内において集会しようとするときは、集会責任者はその期日の 3 日前までに、所定の様式に従い願い出て、学長の許可を得ること。

第 15 条 学生又は学内諸団体が、学外において本学の名を使用して集会しようとするときは、集会責任者は、その期日の 3 日前までに所定の様式に従い願い出て、学長の許可を得ること。

第 8 章 印刷物配布等

第 16 条 学生又は学内諸団体が、学内において次の行為をしようとするときは、学長の許可を得ること。

印刷物その他の物品の配布及び販売、募金、デモンストレーション、署名運動、投票、世論調査など。

第 9 章 掲示

第 17 条 学生又は学内諸団体が学内において掲示しようとするときは、責任者の氏名を記し、学長の許可を得ること。

学生用黒板は、既に許されている集会等の連絡等に用いる。このような場合は一々許可を必要としないが、責任者の氏名を書くこと。

第 18 条 学生又は学内諸団体が学外において、本学の名を使用してビラ、ポスターの類を掲示し、又は配布しようとするときは、学長の許可を得ること。

第 10 章 学生寄宿舍

第 19 条 学生は、別に定める学生寄宿舍規程を守ること。

第 11 章 その他

第 20 条 この心得に定められた願書及び届出書のうち、第 4 条及び第 8 条に定めるものは学務課を経て、その他に定めるものは学生生活課を経て提出すること。

附 則(平成 16 年 4 月 1 日規程第 142 号)

この心得は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 2 月 14 日規程第 65 号)

この心得は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 2 月 16 日女子大規程第 12 号)

この心得は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。